

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます

平成28年2月22日

1 概要

(1) 契約予定件名

子ども等医療助成費支給事務作業委託

(2) 目的

世田谷区の子ども・乳幼児・ひとり親家庭等医療費助成制度における医療助成費支給事務（以下、「医療助成事務」という。）における、審査、点検、入力作業等について、処理の正確性と迅速性を確保し、効率的な作業を行う。

(3) 業務内容

①帳票の収集、返却作業

医療助成事務における、「柔道整復師診療報酬申請書(※1)」及び「償還払い申請書(※2)」について、月4回のローテーションで年48回（平成28年度は42回）、セキュリティ便を用いて帳票を回収し、受託者の作業場所で作業を実施後、月1回のローテーションで年12回（平成28年度は10回）返却する（下記③のデータ納品と同時）。

なお、「柔道整復師診療報酬申請書」と「償還払い申請書」は、同日同時に収集し、同日同時に返却する。

※1

柔道整復師（債主）が診療する月初から月末までの1ヶ月分の診療報酬の一部負担金を、受給者からの委任行為によって、柔道整復師（債主）が受領するための申請書。

※2

支給対象児童が都外で受診した場合などで現物給付が受けられなかった場合に、自己負担した一部負担金を区に請求する申請書。

②帳票の審査等作業

「柔道整復師診療報酬申請書」及び「償還払い申請書」について、審査、医療機関に照会、計算、点検をする。

③帳票の入力作業

「柔道整復師診療報酬申請書」及び「償還払い申請書」について、支給内容、振込口座情報などの入力を行ない、帳票の返却時にデータで納品する。

(4) 履行期間

契約の日（平成28年6月予定）から平成31年3月31日まで

※契約は単年度ごととし、平成29年度以降の契約については、各年度における予算配当があり、かつ前年の履行状況が良好であることを条件として、引き続き契約する。

(5) 処理予定件数

「柔道整復師診療報酬申請書」は、1ヶ月分の診療をまとめて1枚で、月平均2千枚、年間2万4千枚（平成28年度は約2万枚）。

「償還払い申請書」は、1回の診療の領収書単位で、月平均2千枚、年間2万4千枚。（平成28年度は約2万枚）

2 参加事業者の資格

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から、入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 平成23年度以降に、保険医療機関、保険薬局において、診療報酬明細書（レセプト）作成業務や、官公庁・健康保険組合等保険者において診療報酬明細書（レセプト）審査業務等を受託している実績があること。また、受託した契約書の写しを提出できること。
- (6) プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得しているか、もしくは自社においてこれらの資格を有している者と同等程度の個人情報保護に関する社内規定を設けていること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本案件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみを行なう。

4 選定スケジュール

平成28年2月22日	公告
3月 7日	参加表明書提出締め切り
3月14日	提案書提出にあたっての質問締め切り
4月 4日	提案書提出締め切り
4月 5日	提案書の審査・特定
4月12日	事業者決定、決定通知発送
4月 中旬	契約締結・打ち合わせ開始

5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務の実行能力
- (2) リスクとその対処方法
- (3) 事業実施における総合的な経済性
- (4) 業務を安定的に遂行する能力
- (5) 業務実施方法及び手法

6 手続等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部子ども育成推進課子ども医療・手当係

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

場所：第2庁舎1階6番窓口

電話：03-5432-2309 FAX：03-5432-3016

Eメールアドレス：SEA02236@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成28年2月22日（月）から平成28年3月7日（月）（土日祝日除く）

②交付場所

上記（1）に同じ

③交付方法

希望者に文書による手渡しで無償配布する（受付時間：午前8時30分～午後5時まで）及び区のホームページからのダウンロード

(3) 参加表明書の提出内容、期限、場所及び方法

①提出期限

平成28年3月7日（月） 午後5時まで必着

②提出場所

上記（1）に同じ

③提出方法

持参またはFAX（FAXの場合は到着確認の連絡を必ず行なうこと）

(4) 質疑・回答

①質問受付

平成28年2月23日（火）から平成28年3月14日（月）午後5時まで、
質問は上記（1）への電子メールで行なうこと

②回答

平成28年3月16日（水）

全参加表明者に対し電子メールにて送信・回答する。

(5) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

①受領期限

平成28年4月4日(月) 午後5時まで必着

②提出場所

上記(1)に同じ

③提出方法

持参に限る

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
平成29年度、平成30年度、同契約
- (5) 参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる費用の負担については、世田谷区では一切負担しない。
- (6) 参加を表明した者及び提案書を提出した者からの提出物は返却しない。
- (7) 本件選定は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束されない。契約時の仕様は、選定された候補者と区で仕様調整を行ない、双方の合意により確定するものとする。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9) 提出された書類に虚偽の記載があることが判明した場合、その者が行なった提案は無効とする。
- (10) 本件は、平成28年度予算の配当を条件として契約する。
- (11) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案の内容に区は拘束されない。
- (12) 詳細は「子ども等医療助成費支給事務作業委託事業者選定説明書」による。